

資料編

◆◇自治会長の手引き 資料編 目次◇◆

1 町内会・自治会への加入促進ちらし	1
2 町内会・自治会への加入促進ちらし(マンション・アパート向け)	3
3 会則(規約)の参考例	5
4 松江市町内会・自治会組織振興に関する規則	8
5 町内会・自治会組織に対する事務委託に関する要綱 (広報配布について)	9
様式第1号 「単位自治会等届出書」	11
様式第2号 「広報紙等送付先」	12
様式第2号の2 「広報紙の配布状況について」	13
様式第3号 「町内会・自治会に対する事務委託受託確認書 (兼委任状)」	14
様式第4号 「単位自治会等変更届出書」	15
様式第5号 「振込口座変更届出書」	16
6 広報紙等配布業務実施要領	17
7 松江市集会所整備事業補助金交付要綱 (集会所整備への補助)	19
8 松江市明るい街づくり推進事業補助金交付要綱 (防犯灯についての補助)	22
(1)防犯灯設置・取替等に伴う電気料契約番号の変更届出書	24
(2)防犯灯管理台帳(様式・記入例)	26
9 松江市町内会・自治会活動支援事業補助金交付要綱 (地域活動支援事業)	30
10 松江市町内会・自治会連合会 防災マニュアル	32
11 各地区町内会・自治会連合会一覧(世帯数・人口・自治会加入率)	36
12 各種補助事業等スケジュール	37

私たちのより住みやすい町を

町内会・自治会に 加入しませんか！



松江市内で約900の町内会・自治会を結成しています。活動内容は裏面をご覧ください。

インターネットで「松江市町内会・自治会連合会」を検索！Facebookページで「松江市町内会・自治会連合会」を検索！

町内会・自治会では こんな活動をしていきます!!

① 地域の安全を守る活動

- 登下校時の子どもの見守り活動を行っています。
- 防犯灯の設置・管理を行っています。
- 自主防災組織を結成し、活動しています。



② 地域の親睦を図る活動

- 運動会や夏祭り等の地域活動を行っています。
- 子ども会や敬老会等の行事を行っています。
- レクリエーション等を通じて「介護予防」や「まちづくり」につながる「なごやか寄り合い事業」にも協力しています。

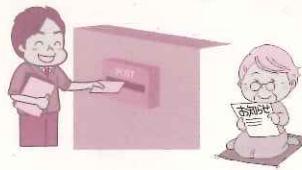


③ 地域の環境を守る活動



『花いっぱい運動』やごみ拾い等の清掃活動を行っています。

④ 地域・行政の情報を届ける活動



きめ細やかな地域・行政の情報が町内会・自治会を通じて各世帯へ届けられます。

市は町内会・自治会にこんな支援をしています

防犯灯の設置及び電気料金に対する補助

集会所の整備(新築・取得・修繕)に対する補助

備品購入等に対する補助

宝くじの普及広報事業としての助成金を財源にした地域コミュニティ活動への助成

◎町内会・自治会の活動内容が知りたい、加入したい、そんな人は・・・

※下部の依頼書を市役所市民生活相談課又は各公民館に提出してください。(提出は持参の他、郵送・FAX・メールでも可)

※「知りたい情報」については、市役所市民生活相談課から連絡します。

※ご記入いただいた個人情報は「知りたい情報」の連絡にのみ使用します。

問い合わせ

松江市町内会・自治会連合会事務局(市役所市民生活相談課内)

TEL:55-5168 FAX:55-5544 メール:shikatsu@city.matsue.lg.jp

町内会・自治会 情報提供依頼書

平成 年 月 日

私が住んでいる地域の町内会・自治会加入について知りたいので、情報提供をお願いします。

住 所 **松江市**

(番地まで記入してください)

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) - _____

知りたい情報

1. 入会金・会費等について

2. 活動内容等について

3. 役員について

知りたい情報に○をしてください
(複数選択可)

そのほか知りたい情報があればこちらに記入してください

希望する連絡方法

1. T E L (_____) - _____

2. F A X (_____) - _____

希望する連絡方法
に○をして連絡先
を記入してください

3. メール _____

@ _____

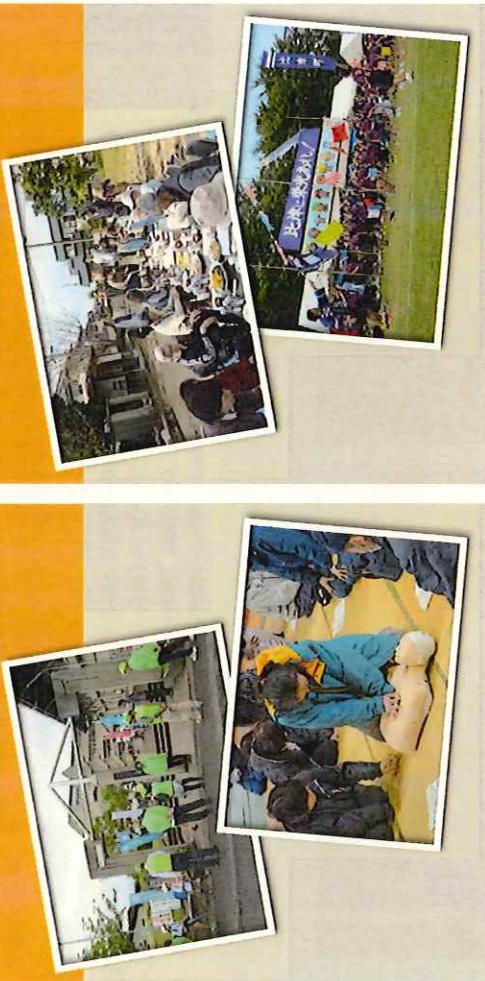
4. その他 _____



安心する！

1 地域の安全を守る活動

- ・登下校時の子どもの見守り活動
- ・防犯灯の設置・管理
- ・自主防災組織の結成と活動



安心する！

2 地域の親睦を図る活動

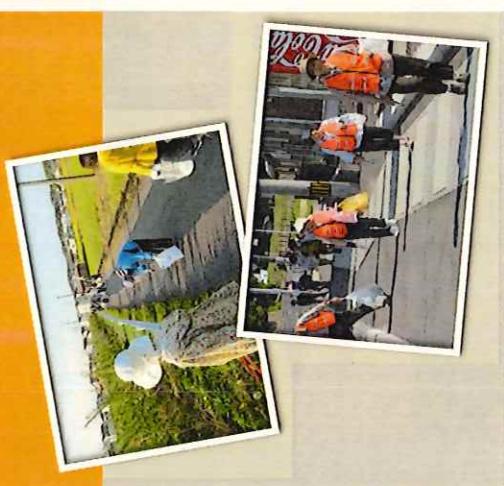
- ・運動会や夏祭りなど地域活動
- ・子ども会や敬老会
- ・介護予防に繋がる寄り合い



安心する！

3 地域の環境を守る活動

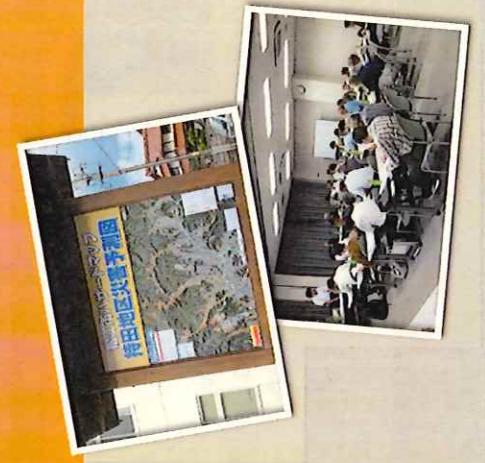
- ・花いっぱい運動
- ・ゴミ拾いなどの清掃活動



安心する！

4 行政や地域の情報をお届け

- ・回覧板や掲示板など
- ・活動報告
- ・地域の声をとりまとめ



※町内会・自治会によっては、実施していない事業もあります。

町内会・自治会活動を行う方法は？

- 近所の！近隣の町内会・自治会に加入する
- 規約の制定や新たに複数の役員を選ばずに、町内会・自治会活動を始めることができます。



matsue-jichiren.jp



matsue-jichiren.jp

マンション・アパートで単独の町内会・自治会を設立

マンション・アパートの環境に応じたコミュニティ活動を展開できます。地区連合会に加入すれば、近隣の町内会・自治会と協力・連携しながら防災や防犯、地域イベント等に取り組めます。

災害発生時あなたはどうしますか？

この会則はあくまで参考例です。
地縁団体の規約とは若干異なるところが
ありますので、ご注意ください。

3 会則（規約）の参考例

（例）

○○町内会（自治会）会則（規約）

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、○○町内会（自治会）といい、事務所を会長宅に置く。

集会所等を保有している場合は、集会所の住所を事務所としてもよい。

（区域）

町又は字及び、地番又は住居表示により表示されるのが望ましい。

第2条 本会は松江市
○○町○○地区の区域とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、地域の生活環境の整備に努めることにより、地域社会発展を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 各専門部活動に関すること。
- (3) 会員相互の連絡及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 市政との連絡調整に関すること。
- (5) その他、会の目的達成に必要な事業

（専門部）

第5条 この会に専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 環境部
- (3) 体育部

各地区の活動により、必要な部を置きます。防災組織等があれば付け加えます。

第3章 会員及び役員

（会員）

第6条 この会の会員は、第2条に定める区域の居住者とする。

(入会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する世帯で本会に入会しようとする場合は、会長に申し出なければならない。

2 本会は、前項の申し込みがあった場合は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱会)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には脱会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人により脱会の申し出があった場合

(会員の権利)

第9条 会員に対し〇〇会は以下の権利を認める。

- (1) 総会の議決権
- (2) 慶弔対象となる権利
- (3) 各種助成事業を含む各種活動へ参加する権利
- (4) 市報松江等の配布を受ける権利
- (5) 研修会等の案内

(会員の義務)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。また、本会運営への協力、任務の遂行(役職についていた場合)を怠ってはならない。また、本会を脱退する場合は、速やかに会長あてに退会届を提出するものとする(様式は不問)。

規約に会費(金額)を含めて定める場合もあります。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) 監事 ○名

専門部の部長を理事として役員に加える場合もあります。

(役員の選出)

第12条 会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。

(役員の職務)

第13条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は会の会計を担当する。

4 監事は、会の会計を監査する。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は〇年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第 15 条 この会に次の会議を設ける。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は毎年〇月に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

この他に、役員会を設置する場合もあります。

(総会の成立)

第 16 条 総会の開催は、会員の〇分の〇以上の出席で成立する。ただし、委任状を持って出席に代えることが出来る。

(議事の成立)

第 17 条 議事は出席者の過半数の賛成で成立する。

(事業計画及び予算)

第 18 条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第 19 条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならぬ。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第5章 補則

(会則(規約)の変更)

第 21 条 本会則(規約)の改正は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得なければならぬ。

附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。

4 松江市町内会・自治会組織振興に関する規則(抜粋)

(目的)

第1条 この規則は、町内会・自治会、各地区町内会・自治会連合会及び松江市町内会・自治会連合会(以下「町内会・自治会等」という。)に対する松江市の事務委託及び助成に関する事項を定めることにより、市政の円滑な推進及び町内会・自治会等の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「単位自治会」とは、住民により組織される町内会・自治会その他の住民自治の振興を図る組織であって、構成員の親睦・相互扶助活動を行うことを目的とし、次項に規定する地区連合会に属するものをいう。

- 2 この規則において「地区連合会」とは、松江市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年松江市教育委員会規則第11号)別表の区域及び松江市支所設置条例(平成17年松江市条例第19号)別表の所管区域を基準として、区域内の単位自治会によって組織される連合体であって、単位自治会の設立及び育成並びに当該連合体に属する単位自治会相互の親睦・連携強化を図ることを目的とし、次項に規定する松江市町内会・自治会連合会に属するものをいう。
- 3 この規則において「松江市町内会・自治会連合会」とは、地区連合会によって組織される連合体であって、地区連合会の育成並びに地区連合会相互の親睦・連携強化及び松江市との連絡・協調を図ることを目的とするものをいう。

(委託)

第3条 松江市は、市政の効率的かつ円滑な運営を図るため、単位自治会及び地区連合会に対し、その区域内の住民を対象とした行政連絡文書の配布その他の事務を委託することができる。

(助成)

第4条 松江市は、地区連合会からの申請に基づき、当該地区連合会及び当該地区連合会に属する単位自治会の住民自治の振興を図る活動に対し、予算の範囲内で必要な助成を行うものとする。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

5 町内会・自治会組織に対する事務委託に関する要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、松江市町内会・自治会組織振興に関する規則（平成17年松江市規則第182号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、町内会・自治会組織に対する事務委託に關し必要な事項を定めるものとする。

（単位自治会に対する委託事務）

第2条 単位自治会に委託する事務は、次のとおりとする。

- (1) 単位自治会内の各世帯に市広報及び行政連絡文書を配布し、又は回覧すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に依頼する事項

（地区連合会等に対する委託事務）

第3条 地区連合会に委託する事務は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する単位自治会に委託した事務の集約
- (2) 各種事業推進のための定期的な会議の開催

2 単位自治会の事情により、当該単位自治会が属する地区連合会が必要と認める場合は、前条の事務を地区連合会が指定した者に行わせることができる。

（単位自治会等の届出）

第4条 第2条に規定する事務を受託する単位自治会（前条第2項の規定により、地区連合会の指定した者が行う場合はその者を含む。）は、年度ごとに単位自治会等届出書（様式第1号）、継続用紙（様式第2号及び様式第2号の2）及び町内会・自治会に対する事務委託受託確認書（兼委任状）（様式第3号）により地区連合会に届け出るものとする。

2 届出事項に変更があったときは、単位自治会等は、単位自治会等変更届出書（様式第4号）、又は振込口座変更届出書（様式第5号）により地区連合会に届け出るものとする。

（地区連合会の届出）

第5条 地区連合会は、前条第1項の規定による届出をとりまとめ、地区連合会届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 届出事項に変更があったときは、地区連合会は、地区連合会変更届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

3 単位自治会等変更届出書又は振込口座変更届出書による届出があったときは、地区連合会は市長に届け出るものとする。

（委託費）

第6条 単位自治会に対する事務委託費は、第1号及び第2号により計算した金額を合計した額とする。

(1)単位自治会の加入世帯数に応じた基本月額

加入世帯数	基本月額
50世帯以下	1,000円
51世帯以上100世帯以下	1,500円
101世帯以上300世帯以下	2,000円
301世帯以上400世帯以下	3,000円
401世帯以上500世帯以下	4,000円
501世帯以上600世帯以下	5,000円
601世帯以上700世帯以下	6,000円
701世帯以上800世帯以下	7,000円
801世帯以上	8,000円

(2)広報配布世帯数による加算額 1世帯当たり月額45円を乗じて得た額

- 2 第1項第1号の加入世帯数は、単位自治会等届出書により届け出られた世帯数とする。ただし、単位自治会等変更届出書による変更届出があった場合は、その届出のあった日の属する月の翌月以降の加入世帯数は、当該変更届出書の世帯数とする。
- 3 第3条第2項の地区連合会が指定した者に対する委託費は、広報配布世帯数に1世帯当たり月額45円を乗じて得た額とする。
- 4 第1項第2号及び前項の配布世帯数は、各月の配布世帯数の実数を積み上げて算定するものとする。
- 5 地区連合会に対する事務委託費は、年額100,000円とする。

(委託費の交付)

第7条 前条第1項及び第3項の委託費は、これを3期に分け、8月、12月及び翌年4月の各月の末日までに当該期分を交付するものとする。

- 2 前条第5項の委託費は、6月末日までに一括交付するものとする。

(事業報告等の提出)

第8条 地区連合会は、年度終了後速やかに事業報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。

様式第1号(第4条関係)

単位自治会等届出書

地区連合会長 様

松江市町内会・自治会組織に対する事務委託に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。また、この届出書により届け出た個人情報(住所・氏名・電話番号・携帯番号)について、町内会・自治会長名簿への掲載、松江市及び国、県等の公共機関が実施する事業に関する業務に利用することに同意します。

年 月 日

年度 受託町内会・自治会等 団体名

会長住所

会長氏名

電話番号

携帯番号

自治会区域内の世帯数		広報紙配布部数	
自治会加入世帯数		回覧部数	

広報紙等送付先(送付先が会長宅以外の場合にご記入ください。)

住 所			氏 名		
電話番号		広報紙 配布部数		回覧部数	

※広報紙等の送付先が複数ある場合は、様式第2号(第4条関係)にご記入ください。

男女共同参画の状況について

会 長(○をしてください。)	男 · 女
副会長(人数を記入してください。)	男 ___人、女 ___人、計 ___人

様式第2号(第4条関係)

広報紙等送付先(送付先が複数ある場合にご記入ください。)

住 所			氏 名		
電話番号		配布部数			回覧部数
住 所			氏 名		
電話番号		配布部数			回覧部数
住 所			氏 名		
電話番号		配布部数			回覧部数
住 所			氏 名		
電話番号		配布部数			回覧部数
住 所			氏 名		
電話番号		配布部数			回覧部数
住 所			氏 名		
電話番号		配布部数			回覧部数

様式第2号の2(第4条関係)

広報紙の配布状況について

自治会でマンション、アパート等に広報紙を配布されている場合は、名称等を記入してください。(分かる範囲で結構です)

マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	
マンション等の名称			
配布部数		自治会加入世帯	

町内会・自治会に対する事務委託受託確認書(兼任状)

地区連合会長 様

町内会・自治会に対する事務委託(広報紙の配布等)について受託します。

なお、 年度町内会・自治会に対する事務委託契約の締結に関する事項については、地区連合会長に委任します。

年 月 日

受託町内会・自治会等 団体名

会長住所

会長氏名

なお、委託費につきましては、以下の口座へ振り込んでください。

委託費振込先			
金融機関名	種別	口座番号	口座名義人
	普通		フリガナ
支店名			
	当座		

様式第4号(第4条関係)

単位自治会等変更届出書

地区連合会長様

松江市町内会・自治会組織に対する事務委託に関する要綱第4条第2項の規定により、以下のとおり届け出ます。また、この届出書により届け出た個人情報(住所・氏名・電話番号・携帯番号)について、町内会・自治会長名簿への掲載、松江市及び国、県等の公共機関が実施する事業に関する業務に利用することに同意します。

年 月 日

団体名

会長住所

会長氏名

電話番号

携帯番号

※変更になった箇所のみ記入してください

町内会・自治会組織関係

変更前	団体名	
	会長住所	
	会長氏名	
	電話番号	
	区域内世帯数	
	加入世帯数	
	回覧部数	
	広報紙配布部数	

変更後	団体名	
	会長住所	
	会長氏名	
	電話番号	
	区域内世帯数	
	加入世帯数	
	回覧部数	
	広報紙配布部数	

広報等送付先

変更前	住所	
	氏名	
	電話	
	回覧部数	
	広報紙配布部数	

変更後	住所	
	氏名	
	電話	
	回覧部数	
	広報紙配布部数	

-----以下、地区連合会事務局で記入-----

上記項目が変更となりましたので、届け出ます。

地区連合会名

会長名

振込口座変更届出書

地区連合会長様

年度町内会・自治会に対する事務委託費の振込口座について以下のとおり変更します。

年 月 日

受託町内会・自治会等 団体名

会長住所

会長氏名

変更後の口座

委託費振込先			
金融機関名	種別	口座番号	口座名義人
	普通		フリガナ
支店名			
	当座		

-----以下、地区連合会事務局で記入-----

上記項目が変更となりましたので、届け出ます。

地区連合会名

会長名

6 広報紙等配布業務実施要領

◆「市報松江」について(毎月1日発行:年12回)

原則、毎月24～26日頃(※注)に、指定された配布担当者宅まで配達します。翌月1日には各世帯へ届くように、迅速な対応をお願いします。

※担当区域の町内会等未加入世帯にも配布をお願いします。

※土日・祝日の場合や交通事情等により、配達日が前後する場合があります。

◆その他の配布物について

「エコタウンまつえ」、(年1回)などの各世帯への配布があるときは、「市報松江」とあわせて配布してください。

県政広報誌「フォトしまね」(年4回)と「まつえ市議会だより」(年4回)の各世帯への配布があるときは、市報とあわせて配布してください。

「フォトしまね」、「まつえ市議会だより」とも配布手数料は、1世帯あたり10円です。

「フォトしまね」の委託費は8月末、2月末の2回に分けて支払います。

「まつえ市議会だより」の委託費は9月末、3月末の2回に分けて支払います。

◆部数や配達先に変更があったときは

受け持ち地域の配布世帯数が増えたとき、減ったときには、各地区連合会事務局(各公民館内、鹿島地区は支所地域振興課内)または市民生活相談課へ連絡してください。

ただし、10部以上の大きな変更の場合や「配布担当者」に変更があった場合等は、「単位自治会等変更届出書(様式第4号)」を各地区連合会事務局へ提出してください。

※いずれの変更も、毎月10日までに連絡をいたぐとその月末の配達から変更が可能です。(10日以降に連絡をいたぐと変更は、翌月末の配達から反映されまないので、ご了承ください)

また、市役所玄関、各公民館、各支所など市の施設に予備を備えてありますので、活用してください。

◆委託費の支払いについて

この委託制度は、地域活動を担っていただいている町内会・自治会組織の活動が充実、発展するための制度のひとつです。委託費は各町内会・自治会名義の口座にお支払いします。

委託費は、次の2種類があります。

①加入世帯数に応じた基本月額(下表参照)

②配布世帯数 1世帯あたり月額 45円を乗じた額

連合会に加盟している団体へは、①と②の合計をお支払いします。
ただし、連合会に加盟していない団体は、②のみお支払いします。

委託費の支払い時期は、

第1期分（4～7月配送）→ 8月末日

第2期分（8～11月配送）→ 12月末日

第3期分（12～3月配送）→ 翌年4月末日

年3回にわけて、町内会・自治会等が指定した団体名義の口座に振りこみます。

【基本額一覧表】

加入世帯数	基本月額
50世帯以下	1,000円
51世帯以上100世帯以下	1,500円
101世帯以上300世帯以下	2,000円
301世帯以上400世帯以下	3,000円
401世帯以上500世帯以下	4,000円
501世帯以上600世帯以下	5,000円
601世帯以上700世帯以下	6,000円
701世帯以上800世帯以下	7,000円
801世帯以上	8,000円

7 松江市集会所整備事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 市の交付する松江市集会所整備事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築整備事業 集会所を新築すること、又は既存の集会所を改築し、増築し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の模様替をすること(新築の場合は、建物総面積が33m²以上とし、改築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「改築等」という。)の場合は、改築等に係る部分の床面積が10m²以上のものとする。)。
- (2) 取得事業 既存の建物を新たに集会所として購入すること、又は購入した建物を集会所として使用するために同一年度内に修繕すること(建物総面積は、33m²以上とする。)。
- (3) 修繕整備事業 既設の集会所(集会所として賃借している建物を除く。)を修繕し、又は給排水設備、電気設備等を整備すること。
- (4) 建物賃借事業 集会所として一戸建てや集合住宅の一室、貸店舗等を賃借すること。

（補助の対象等）

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象となる事業の内容、補助金の額、補助事業者の範囲、補助金交付の対象期間及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市集会所整備事業補助金
補助金交付の目的	町内会・自治会等(松江市町内会・自治会組織振興に関する規則(平成17年松江市規則第182号)第2条第1項に規定する単位自治会に限る。以下同じ。)が地域自治活動や地域住民の相互交流の場として活用する建物(以下「集会所」という。)の建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業に対し、補助金を交付することにより、地域住民の教養向上、レクリエーション活動等の相互交流の場を確保するとともに地域自治活動の振興発展を図ることを目的とする。
補助金交付の対象となる事業の内容	補助金交付の対象は、町内会・自治会等が実施する建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業(以下「集会所整備事業」という。)に要した経費とする。ただし、当該事業に係る用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、新築工事に伴う既存建物の解体、撤去及び移転に要する費用、集会所以外の付属建物(物置、管理人住宅、門さく塀等をいう。なお、専ら集会所利用を目的に設置された階段等のバリアフリー化に係るものを除く。)の建築及び仮設施設に要する費用、備品購入費並びに事務費は、補助金交付の対象としない。
補助金交付の率又は金額	補助金の額は、次に掲げる事業の区分に応じた額とする。ただし、この要綱に定める補助金以外の補助金(以下「他の補助金」という。)の交付を受

	<p>ける場合は、補助金の額から当該他の補助金の額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 建築整備事業及び取得事業 事業に要した経費の3分の2以内の額(千円未満は切り捨てる。)とし、700万円を上限とする。</p> <p>(2) 修繕整備事業 事業に要した経費の3分の2以内の額(千円未満は切り捨てる。)とし、300万円を上限とする。</p> <p>(3) 建物賃借事業 月額賃料(集会所として賃借する建物に付随する土地の賃料を含む)の2分の1以内の額に補助対象月数を乗じた額(千円未満は切り捨てる。)とし、月額15,000円を上限とする。ただし、敷金、礼金等の保証金、手数料、維持管理費、契約更新に係る費用等を除く。</p>
補助事業者の範囲	コミュニティ活動を行う町内会・自治会等
補助金交付の対象期間	<p>1 この要綱の規定により、以下の事業に係る補助金の交付を受けた集会所については、補助金の交付を受けた年度を含む以下の期間補助金交付の対象としない(ただし天災、その他これに類する事由により市長が特に必要と認める場合を除く。)。</p> <p>(1) 建築整備事業 15年 (2) 取得事業 10年 (3) 修繕整備事業 5年</p> <p>2 この要綱の規定により、建物賃借事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者に対する補助金交付の対象期間は、初回の補助金の交付決定のあった月から起算して10年を限度とする。この場合において、月の途中で補助を受ける資格を失った場合における補助金交付の対象期間は、補助を受ける資格を失った日の属する月の前月までとする。</p>

(補助金の交付の時期)

第4条 市長が規則第14条第1項ただし書に該当すると認めた場合で、補助事業者が集会所整備事業に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したとき、同項本文の規定にかかわらず、補助金を補助事業の完了前(集会所整備事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。)に交付することができる。

2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第14条第2項第2号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、集会所整備事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

(実績報告)

第5条 前条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第12条の補助事業等実績報告書に、同条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、集会所整備事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消

費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書に確定申告書(写)等必要書類を添付し、当該仕入控除税額を速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

8 松江市明るい街づくり推進事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣 旨）

第1条 市の交付する松江市明るい街づくり推進事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要綱において「町内会・自治会」とは、構成員の親睦・相互扶助活動を行うことを目的とする、住民により組織される住民自治の振興を図る組織をいう。

2 この要綱において「地区連合会」とは、松江市町内会・自治会組織振興に関する規則(平成17年松江市規則第182号)第2条第2項に規定する地区連合会をいう。

（補助の対象等）

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	防犯灯設置事業補助金	防犯灯電気代補助金
補助金交付の目的	町内会・自治会又は地区連合会(以下「町内会等」という。)が犯罪を防止するため市道等公衆道路その他の通路に設置する照明灯(以下「防犯灯」という。)の設置経費を補助することにより、防犯灯の設置を促進し、犯罪のない安全で、明るい街づくりを推進することを目的とする。	町内会等が維持管理する防犯灯の電気料金(以下「電気料金」という。)を補助することにより、町内会等が防犯灯を設置したことによる負担の軽減を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	町内会等が行う防犯灯設置事業(設置する防犯灯は、市長が特にやむを得ないと認めた場合を除き、光源に発光ダイオードを使用したものに限る。)	町内会等が行う防犯灯維持管理事業
補助対象経費	1 補助対象経費は、町内会等が設置する防犯灯の設置経費(用地取得費、借地に関する経費、造成工事費、既設防犯灯の撤去費及び維持管理に要する経費を除く。)とする。 2 新規に防犯灯を設置する場合は、1補助事業者当たり2灯までを補助の対象とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。	電気料金

交付の率又は 金額	<p>1 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額(100 円未満切捨て)とする。</p> <p>2 防犯灯 1 灯当たりの補助限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)電柱共架式 器具光束 900 ルーメン未満 25,300 円</p> <p>(2)電柱共架式 器具光束 900 ルーメン以上 1,800 ルーメン未満 34,600 円</p> <p>(3)電柱共架式 器具光束 1,800 ルーメン以上 42,000 円</p> <p>(4)自立式 器具光束 900 ルーメン未満 63,300 円</p> <p>(5)自立式 器具光束 900 ルーメン以上 1,800 ルーメン未満 72,600 円</p> <p>(6)自立式 器具光束 1,800 ルーメン以上 80,000 円</p>	補助金の額は、当該年度の電気料金と同額とする。ただし、地区連合会に未加入の町内会・自治会は、当該年度の電気料金の 3 分の 1 の額(100 円未満切捨て)とする。
補助事業者	松江市内の町内会等	

(着手届及び完了届)

第4条 松江市補助金等交付規則第 11 条の規定による着手届及び完了届は、これを省略するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 5 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書に確定申告書(写)等必要書類を添付し、当該仕入控除税額を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和 年 月 日

松江市町内会・自治会連合会長 様

地区連合会名

自治会名

住 所

会長氏名 _____

防犯灯設置・取替等に伴う電気料契約番号の変更届出書

当団体は、防犯灯を別紙位置図のとおり

- 新設(W)
 - 変更
 - 契約上のワット数 (W 契約 ⇒ W 契約)
 - その他 ()
 - 撤去

しましたのでお届けします。

契約番号は以下のとおりです。

添付資料

- ## □新設・変更・撤去に関する位置図

※新設:防犯灯を新しく設置した場合

変更:既存の防犯灯のワット数などを変更した場合

撤去:既存の防犯灯を撤去した場合

*複数の防犯灯について届出書が必要な場合は、様式は問いませんので
別紙に記入して提出してください。

記入例

令和 年 月 日

松江市町内会・自治会連合会長様

地区連合会名 ○○地区自治連合会

自治会名 松江町内会

住 所 松江市末次町 86 番地

会長氏名 松江 太郎

防犯灯設置・取替等に伴う電気料契約番号の変更届出書

当団体は、防犯灯を別紙位置図のとおり

- 新設(W)
- 変更
 - 契約上のワット数(20W 契約 ⇒ 8W 契約)
 - その他 ()
- 撤去

しましたのでお届けします。

契約番号は以下のとおりです。

3	1	0	0	-	9	9	9	9	9	9	9	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

添付資料

- 新設・変更・撤去に関する位置図

※新設:防犯灯を新しく設置した場合

変更:既存の防犯灯のワット数などを変更した場合

撤去:既存の防犯灯を撤去した場合

*複数の防犯灯について届出書が必要な場合は、様式は問いませんので
別紙に記入して提出してください。

防犯灯管理台帳

灯

_____町内会・自治会防犯灯管理台帳

整理番号

○契約内容

電柱番号		備考	
中電契約番号			
契約上のワット数	W		
器具光束(ルーメン)	lm		

○設備履歴

年月日	整備内容	年月日	整備内容

○記録写真

	備考
--	----

記入例

市役所 自治会
防犯灯管理台帳
6灯

市役所 町内会・自治会防犯灯管理台帳整理番号 01

○契約内容

電柱番号	市役所幹3右5	備考	
中電契約番号	32000000-1		
契約上のワット数	40W		
器具光束(ルーメン)	730lm		

○設備履歴

年月日	整備内容	年月日	整備内容
平成16年7月1日	設置		
平成18年4月2日	器具取替		

○記録写真

	備考
---	----

9 松江市町内会・自治会活動支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 松江市の交付する松江市町内会・自治会活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象等）

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市町内会・自治会活動支援事業補助金
補助金交付の目的	松江市町内会・自治会組織振興に関する規則(平成17年松江市規則第182号)第2条に規定する単位自治会及び地区連合会(以下「自治会等」という。)が行う地域自治活動を支援することにより、地域住民の連帯感の醸成及び地域自治活動の促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	<p>1 交付の対象は、自治会等が行う次の各号のいずれかに該当する地域自治活動とする。</p> <p>(1) お祭り、スポーツ大会又は各種レクリエーション活動</p> <p>(2) 文化活動又は学習活動</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防災その他の生活の安全の確保の維持に関する活動</p> <p>(4) 緑化の推進に寄与する活動</p> <p>(5) その他の市長が必要と認める地域自治活動</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付の対象としない。</p> <p>(1) 繼続性がない一過性の活動</p> <p>(2) 参加料を徴収している活動</p> <p>(3) 旅行その他特定の個人の交流、親睦等を目的とした活動</p> <p>(4) 寺社等の宗教に関わりのある活動</p> <p>(5) 政治・商行為等、特定の目的のある活動</p> <p>(6) 他の補助事業等の補助金等を受けている活動</p>
交付の率又は金額	<p>補助金の額は、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品整備補助 自治会等が地域自治活動のために、購入する物品(購入単価1,000円未満のものは除く。購入した物品の管理を自治会等が行うものに限る。)に係る補助金の額は、当該物品購入費の3分の2以内の額(1,000円未満は切り捨てる。)とし、500,000円を上限とする。ただし市長が必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 活動補助 自治会等が行う地域自治活動に係る補助金の額は、当該事業に要した経費(食糧費については1人300円までとし、物品購入費については10,000円までとする。)の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨てる。)とし、300,000円を上限とする。</p>

補助事業者の範囲	自治会等。ただし、この要綱の規定により、補助金の交付を受けた自治会等については、市長が特に必要と認める場合を除き、補助金の交付を受けた年度を含む5年間補助金交付の対象としない。
----------	--

(補助金の交付の時期)

第3条 市長が規則第14条第1項ただし書に該当すると認めた場合で、補助事業者が活動支援事業(第2条の表の交付の対象である事業の内容の項の規定に該当する事業をいう。以下同じ。)に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したときは、規則第14条第1項本文の規定にかかわらず、補助金を補助事業の完了前(活動支援事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。)に交付することができる。

2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第14条第2項第2号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、活動支援事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

(実績報告)

第4条 前条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第12条の補助事業等実績報告書に、同条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、活動支援事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第5条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書に確定申告書(写)等必要書類を添付し、当該仕入控除税額を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

10 松江市町内会・自治会連合会 防災マニュアル

作成者〔松江市町内会・自治会連合会〕

平成18年7月豪雨では、昭和47年以来となる大きな災害をもたらしましたが、隣近所同士の協力や町内会・自治会の活動により被害を最小限にくい止められたと思います。しかしながら、初動から災害復旧まですべてスムーズに対応しきれなかったことも否定できません。

私たち松江市町内会・自治会連合会はこの災害を教訓に、防災マニュアルを作成し、今後いつ起こるかわからない災害、とりわけ「風水害」、「地震」、「原子力災害」について町内会・自治会がどう対応すべきかの基準を定めることにしました。

「自助」、「共助」、「公助」のうち「共助」の観点から、いざという時の町内会・自治会の役割は大変重要です。地域の安全は地域で守るという意識を持つとともに、災害に強い地域づくりを目指しこの防災マニュアルを作成するものです。

なお、このマニュアルは基準として皆様にお示しするものですから、自主防災組織などの状況などそれぞれの地域の特性によって異なるものです。このマニュアルを参考にその地域実情に合わせた自治会防災マニュアルを作成してください。

災害に強い地域づくりを目指しましょう。

日頃からの隣近所同士の付き合いや助け合いが、いざという時の連携強化につながると考えています。

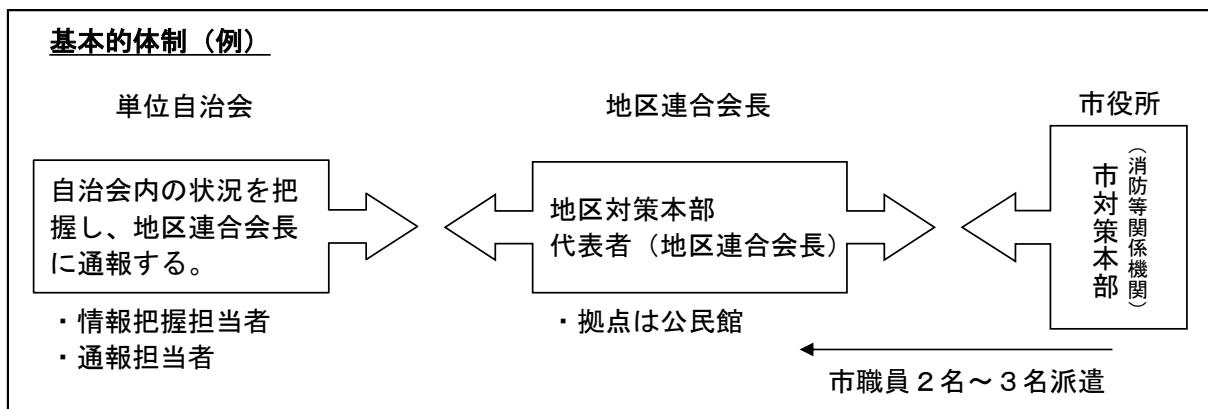
このマニュアルでは、災害に備えた自治会長の心得として、「事前準備」、「発生時の対応」、「発生後の対応」についての体制と具体的活動をお示しします。

また、人命第一・安全第一で活動しましょう。

(1)風水害・地震災害編

【事前準備】

- ・自治会内で役割分担を決めておきましょう。…共通
- ・水位状況の把握と通報体制を確立させましょう。…風水害



・事前に確認しておきましょう。

①災害時要配慮者に対する対応

→ 民生委員と相談（災害時要配慮者の把握と対応する者）…共通

②危険度の高い地域（場所）の把握

→ ハザードマップなどの活用…共通

③「災害の備え」の確認と準備

→ 防災啓発冊子（防災ガイドブック・松江市くらしの便利帳）の活用…共通

【発生時の対応】

- ・自治会内で役割分担を決めておきましょう。
 - ①被災状況の把握と通報体制…共通
 - ②避難地域と安否確認体制…共通
 - ③個人情報の管理・連絡体制…共通
 - ④土のうの配布担当者、共用トイレの情報提供担当者…共通
 - ⑤救助要請体制…共通

必要時は救助を求めるでしょう。→ 自治会（長）→ 地区連合会長（地区対策本部）

【発生後の対応】

- ・自治会内で役割分担を決めておきましょう。
 - ①安否確認…共通
 - ②食糧確保と共にトイレ確保…共通
 - ③土のうの片付け…風水害
 - ④消毒剤等の配布…風水害

市の役割として食糧確保、災害ごみの処理、災害地域における安否確認、各種情報提供などが行われますが、迅速かつ細やかな対応ができるのはやはり自治会です。市に頼るだけではなく、地域の安全は地域で守る意識を持って活動しましょう。

災害対応は自治会長ひとりではできません。自治会内で役割分担について話し合い、担当者を決めておくことが大切と考えています。普段から自治会内で話し合い、確認しあっておくことではじめて実際の災害の時にも行動することができます。

- 自治会長の都合が付かない場面も考えておきましょう。
- 自主防災組織と連携をとって活動できる体制を作りましょう。
- みんなで協力し合い、互助の精神で災害対応しましょう。

(2)原子力災害編

松江市は島根原子力発電所がありますので、原子力発電所の事故により原子力災害が発生した際にどうすべきか、町内会・自治会の皆さんで確認しておきましょう。

【原子力災害とは】

・原子力災害の正しい知識を持ちましょう。

- ① 原子力災害とは、原子力発電所の外に放射性物質が大量に放出されること。
- ② 放射性物質から出る放射線を大量に受けると体に悪影響を与える。
- ③ 火災・地震などと次の点で異なる。
 - a. 五感に感じない(見えない、におわない、肌に感じない)
 - b. 被害の程度が自分で判断できない。
- ④ 原子力災害は、火災や地震に比べ、段階的に事故が進展するため、時間に多少の余裕があります。市から取るべき行動(避難や屋内退避など)の指示がありますので、冷静に行動してください。

【原子力発電所で重大な事故が発生した場合】

・各自の判断で行動するのではなく、松江市などの指示に従って行動してください。

- ① 原子力発電所で発生した重大事故の状況や、放射性物質の放出状況に応じて、国から屋内退避や避難の指示が行われます。
- ② 広報手段としてテレビ(マーブルを含む)、ラジオ、広報車、防災メール、屋内告知端末、防災行政無線(屋外スピーカー)等があります。平時から、複数の広報手段で情報が入手できるように準備してください。デマなどに惑わされることなく正しい情報を入手してください。
- ③ 隣近所にも声をかけ、病気や高齢者の方を助けるなど、お互いに協力することが大切です。
- ④ 地震などの災害と原子力災害が同時に発生した場合は、瞬時に市民の命を奪うこともある自然災害などへの対応を優先し人命最優先の対応を行ってください。

【避難指示が出された場合】

・広域避難(市外避難)する場合には、地区毎に避難先自治体を定めています。

- ① 車で避難する場合には、避難の目的地である「避難経由所」に行くと、避難先自治体の職員が開設済の避難所へ誘導します。
- ② 車で避難できない場合は、行政がバス等を準備します。お近くの「一時集結所」に参集してください。

詳しくは、地区別避難計画パンフレットをご覧ください。市のホームページに掲載しています。(「松江市 避難計画パンフレット」で検索してください。)

11 各地区町内会・自治会連合会一覧(世帯数・人口・自治会加入率)

現在、松江市内には29の町内会・自治会連合会(地区連合会)があります。

29の地区連合会が集まって、松江市町内会・自治会連合会(町自連)を組織しており、その事務局は、松江市の市民生活相談課が担当しています(本編参照)。

松江市町内会・自治会連合会と松江市は、「まちづくりに係る連絡調整会議」を定期的に開催し、さまざまな協議を行ったり、各種連絡・連携を図っています。

地区名	人口	世帯数	単位自治会数	自治会加入率
川津地区自治連合会	15,922	8,298	57	40.8%
朝酌地区町内会・自治会連合会	1,888	829	10	63.4%
持田地区自治会連合会	4,267	1,958	29	58.9%
本庄地区町内会連合会	2,137	993	16	68.8%
島根地区自治会連合会	2,914	1,325	19	71.6%
美保関町自治連合会	4,353	2,073	26	75.3%
八束地区自治会連合会	3,705	1,732	8	69.4%
城東地区町内会・自治会連合会	7,675	4,121	26	45.4%
城北地区町内会連合会	6,898	3,320	22	66.3%
城西地区町内連合会	9,025	4,223	44	65.8%
白潟地区町内会連合会	2,946	1,717	16	57.7%
朝日地区町内会・自治会連合会	4,348	2,350	20	45.2%
雜賀地区町内会連合会	4,798	2,547	29	58.3%
法吉地区自治会連合会	12,261	5,506	18	58.3%
生馬地区町内会・自治会連合会	3,366	1,576	14	65.9%
古江地区自治協会	4,233	1,968	34	67.2%
大野地区自治会連合会	1,062	493	13	69.0%
秋鹿地区自治会連合会	1,636	725	12	71.7%
鹿島自治連合会	5,754	2,601	35	68.5%
津田地区町内会自治会連合会	13,509	6,497	28	41.9%
古志原地区自治会連合会	12,891	6,422	63	53.8%
竹矢地区自治協会	5,834	2,820	21	56.9%
大庭地区自治協会	8,357	4,014	51	61.3%
八雲町自治会連合会	6,571	2,689	52	63.6%
東出雲町自治会連合会	15,583	6,403	81	58.8%
乃木地区自治会連合会	15,723	7,452	42	48.5%
忌部自治協会	2,032	828	17	68.2%
玉湯地区自治会連合会	7,351	3,141	30	50.7%
宍道地区自治会連合会	8,104	3,275	48	71.0%
計	195,143	91,896	881	56.5%

(人口・世帯数は令和6年4月末の住民基本台帳による)

(自治会加入率(令和6年4月末現在)=自治会加入世帯数/住民基本台帳世帯数×100)

12 各種補助事業等 スケジュール

手続き内容	① 集会所整備事業補助金	② 活動支援事業補助金	③ 防犯灯設置事業補助金	④ コミュニティ助成事業助成金	⑤ ごみ集積施設整備事業補助金
募集	・①～④:市民生活相談課が「意向調査書」を、各地区連合会事務局へ配布する。 ・各地区連合会事務局は「意向調査書」を、各町内会・自治会等へ配布する。 ・⑤:市報にて募集案内をする。		5月7日～ 8月末日		
意向調査書の提出	・①～④:各町内会・自治会等は「意向調査書」を、市民生活相談課又は、支所地域振興課へ提出する。 ・⑤:各町内会・自治会等は「意向調査書」をリサイクル都市推進課へ提出する。		5月7日～ 8月末日		5月1日～9月末日
採択通知	・①～④:採否の結果を各町内会・自治会等及び各地区連合会へ通知する。 ・⑤:採否の結果を各町内会・自治会等へ通知する。	3月末～4月上旬に各町内会・自治会等へ発送 各地区連合会(連合会長及び連合会事務局)へ通知		4月上旬頃に 各町内会・自治会等へ発送 (島根県からの決定通知受理後速やかに)	3月末～4月上旬に 各町内会・自治会等へ発送
申請書の提出	・①～④:各町内会・自治会等は「補助金等交付申請書」を市民生活相談課又は、支所地域振興課へ提出する。 ・⑤:各町内会・自治会等は「補助金等交付申請書」をリサイクル都市推進課へ提出する。	5月7日～8月末日受付		4月上旬以降受付開始 (採択通知受理以降)	5月1日から受付開始